

名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

1. 趣旨

児童福祉法の規定により、市は、国が定める基準を踏まえ、家庭的保育事業者等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う事業者をいいます。以下同じです。）が遵守すべき設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされています。

このことから、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

（1）連携施設の確保に係る経過措置の期間の延長

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携施設（連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいいます。以下同じです。）を適切に確保しなければなりません。子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、それを確保しないことができることとする10年間の経過措置の期間を15年間に延長します。

（2）保育内容支援による見直し

ア. 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援（以下「保育内容支援」といいます。）に係る連携協力について、市長が連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の（ア）及び（イ）の要件をいずれも満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとします。

（ア）家庭的保育事業者等とイの連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（イ）イの連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ. アの場合において、家庭的保育事業者等は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う

者として適切に確保しなければならないこととします。

(3) 代替保育に係る連携協力の見直し

家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等に代わって提供する保育（以下「代替保育」といいます。）に係る連携協力について、市長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとします。

(4) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。